

江津市立地適正化計画 届出の手引き

平成31年（2019年）3月

江 津 市

《 目 次 》

第 1 章 立地適正化計画における届出制度	1
1-1. 届出制度の概要	1
(1) はじめに	1
(2) 留意事項	2
(3) 都市拠点区域に関する届出	3
(4) 居住拠点区域に関する届出	5
(5) 本計画における拠点区域の概要	7
(6) 届出の対象となる誘導施設	8
1-2. 提出書類の様式	9
(1) 都市拠点区域外における開発行為・建築等行為	9
(2) 都市拠点区域内における誘導施設の休止・廃止	13
(3) 居住拠点区域外における開発行為・建築等行為	15
第 2 章 拠点区域詳細図および都市施設の現況	19
2-1. 都市拠点区域の詳細図	19
2-2. 居住拠点区域の詳細図	20
(1) 江津中央左岸	20
(2) 江津中央右岸	21
(3) 江津西	22
(4) 江津東	23
(5) 桜江	24
2-3. 都市施設の現況	25

第1章 立地適正化計画における届出制度

1-1. 届出制度の概要

(1) はじめに

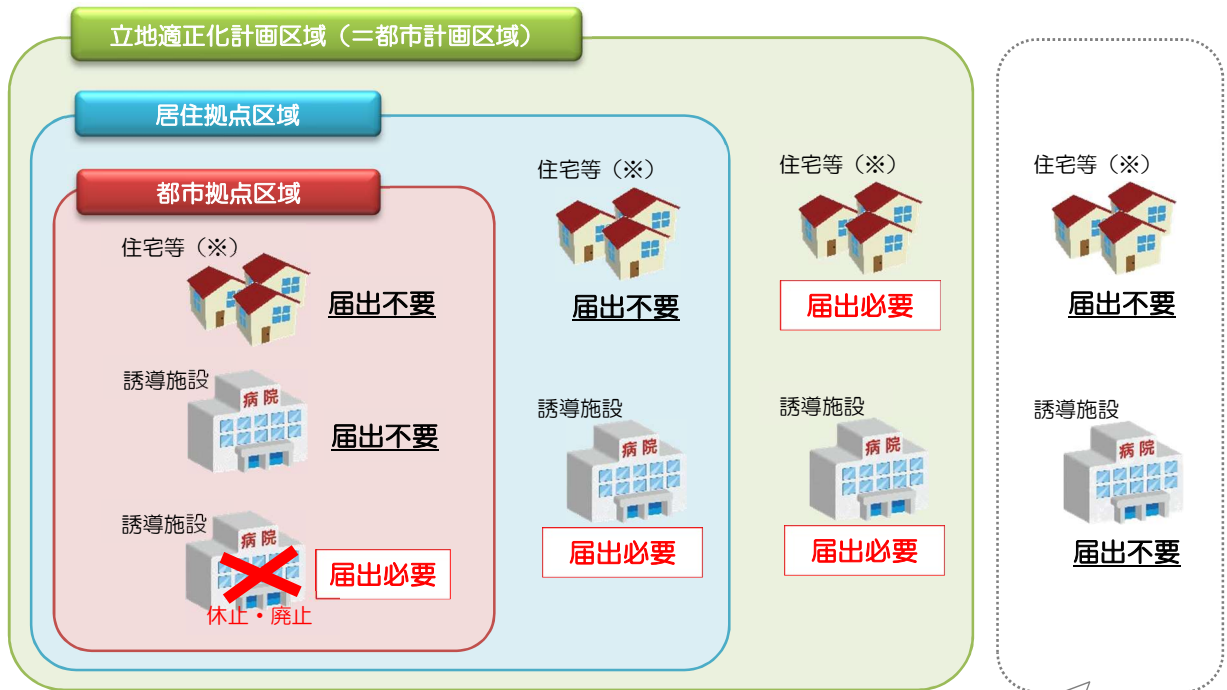
立地適正化計画区域（＝都市計画区域）において一定基準以上の下記の行為を行おうとする場合には、事前に市へ届出をすることが義務付けられます。（都市再生特別措置法第88条第1項及び第108条第1項）

この届出制度は、市が拠点区域内外の誘導施設整備及び住宅開発等の動向を把握し、必要な対応を検討することを目的としています。

届出をすることが義務付けられている行為

- ・都市拠点区域外における誘導施設の開発・建築等 ➤ 詳細は P.3
- ・都市拠点区域内における誘導施設の休廃止 ➤ 詳細は P.4
- ・居住拠点区域外における住宅等の開発・建築等 ➤ 詳細は P.5

届出の要否のイメージ



(※) 住宅等：以下のいずれかに該当するもの
 ・3戸以上の住宅
 ・住宅の建築を目的として行う 1,000m²以上の開発

立地適正化計画区域（都市計画区域）の外は、届出の対象外

(2) 留意事項

■ 罰則規定

届出の義務は都市再生特別措置法（第88条、第108条）によって定められています。これらの届出をせず、または虚偽の届出をして開発行為等を行った場合には、30万円以下の罰金が科されることがあります。（第130条）

■ 宅地建物取引業法に基づく重要事項説明

法律上の罰則規定があることから、届出義務を知らずに宅地または建物を購入等した場合には、不測の損害を被る可能性があります。そこで、宅地建物取引業者は、宅地または建物の売買等において、届出義務に関する規定を説明しなければならないこととされています。（宅地建物取引業法 第35条）

■ 届出の提出先

江津市都市計画課

TEL：0855-52-2501（代）

0855-52-7952（直通）

■ 提出部数

1部

(3) 都市拠点区域に関する届出

■届出制度の目的

多極連携型・集約まちづくりを推進するにあたり、市が都市拠点区域外における誘導施設整備の動きを把握するための制度です。

■届出の対象となる行為及び必要な届出書類

①都市拠点区域外における誘導施設の開発・建築等

都市計画区域内に限り、都市拠点区域外で誘導施設を対象に以下の行為を行おうとする場合には、原則として市への届出が義務付けられています。(都市再生特別措置法第108条第1項)

■開発行為■

○誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

[提出書類]

◆届出書 …………… 様式1

◆添付図書

- ①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺1,000分の1以上）
- ②設計図（縮尺100分の1以上）
- ③その他参考となる事項を記載した図書

■建築等行為■

○誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合

○建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合

○建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

[提出書類]

◆届出書 …………… 様式2

◆添付図書

- ①敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺100分の1以上）
- ②建築物の2面以上の立面図及び各階平面図（縮尺50分の1以上）
- ③その他参考となる事項を記載した図書

■上記2つの届出内容を変更する場合■

[提出書類]

◆届出書 …………… 様式3

◆添付図書 上記と同様

《届出の対象とならない行為》

都市再生特別措置法施行令（第35条、第36条）から、以下の行為については届出が不要です。

- ・誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ・誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築
- ・建築物を改築し、又はその用途を変更して、誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為
- ・非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

②都市拠点区域内における誘導施設の休廃止

立地適正化計画区域（＝都市計画区域）において、都市拠点区域内で誘導施設を休止または廃止しようとする場合には、市への届出が義務付けられています。（都市再生特別措置法第108条の2）

なお、誘導施設は都市拠点区域において誘導施設として設定されている施設に限ります。

■誘導施設の休止または廃止■

[提出書類]

◆届出書 …………… 様式4

■届出の時期

①の開発行為・建築等行為については、行為に着手する日の30日前まで、②の誘導施設を休廃止しようとする場合には、休廃止の30日前までに届け出なければなりません。

※届出は、開発許可申請及び建築確認申請等を行う前に、できる限り提出してください。

(4) 居住拠点区域に関する届出

■届出制度の目的

多極連携型・集約まちづくりを推進するにあたり、市が居住拠点区域外における住宅開発等の動きを把握するための制度です。

■届出の対象となる行為及び必要な届出書類

都市計画区域内に限り、居住拠点区域外で以下の行為を行おうとする場合には、原則として市への届出が義務付けられています。(都市再生特別措置法第88条第1項)

■開発行為■

- ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000m²以上のもの

①の例 3戸の開発行為



②の例 1,300m² 1戸の開発行為



②の例 800m² 2戸の開発行為



[必要書類]

- ◆届出書様式5
- ◆添付図書
 - ①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面(縮尺1,000分の1以上)
 - ②設計図(縮尺100分の1以上)
 - ③その他参考となる事項を記載した図書

■建築等行為■

- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

①の例 3戸の建築行為



①の例 1戸の建築行為



[必要書類]

- ◆届出書様式6
- ◆添付図書
 - ①敷地内における住宅等の位置を表示する図面(縮尺100分の1以上)
 - ②住宅等の2面以上の立面図及び各階平面図(縮尺50分の1以上)
 - ③その他参考となる事項を記載した図書

■上記2つの届出内容を変更する場合■

[必要書類]

- ◆届出書様式7
- ◆添付図書 上記と同様

《届出の対象とならない行為》

都市再生特別措置法施行令（第27条、第28条）から、以下の行為については届出が不要です。

- ・住宅等で、仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ・同上の住宅等の新築
- ・建築物を改築し、又はその用途を変更して同上の住宅等とする行為
- ・非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

■届出の時期

開発行為・建築等行為に着手する日の30日前までに届け出なければなりません。

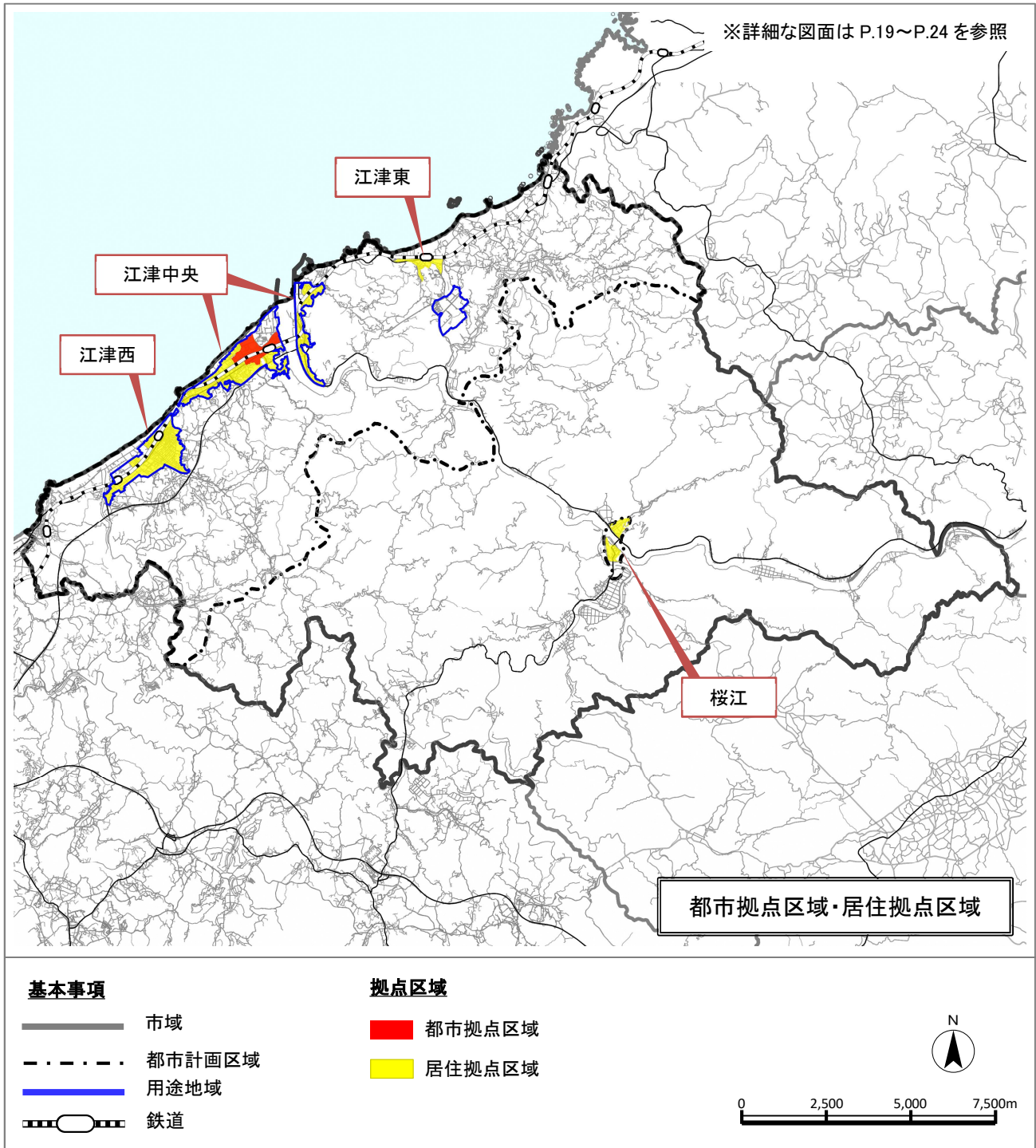
※届出は、開発許可申請及び建築確認申請等を行う前に、できる限り提出してください。

(5) 本計画における拠点区域の概要

本計画において定める都市拠点区域・居住拠点区域の範囲は下図の通りです。

都市拠点区域は、誘導施設の立地を誘導し、都市機能を維持・集積するエリアとして、「江津中央地域」の1箇所に設定しています。

居住拠点区域は、居住を誘導し、人口密度を維持するエリアとして、「江津東」「江津中央」「江津西」「桜江」の4地域を設定しています。



(6) 届出の対象となる誘導施設

誘導施設は、都市拠点区域において、以下のように設定されています。

◇本市における誘導施設

- 大型商業施設（3,000㎡以上）※ホームセンターを除く
- 病院（病床20以上）
- 市役所
- 教育文化施設（図書館・歴史民俗資料館）・交流施設（地域コミュニティ交流センターを除く）

《設定の考え方》**◇商業機能**

3,000㎡以上の大型商業施設（ホームセンターを除く）は、江津中央地区にのみ立地しています。市の商業における中心的な施設として市中心部に維持し、それ以外の商業施設は日常生活を支える機能であるため、各地域に立地していることが望ましいと考えます。

◇医療機能

病床20以上の病院は江津中央地域にのみ立地しています。市の医療の中心的な施設として、市中心部に維持し、それ以外の医療施設は、身近にサービスが提供されることが好ましいため、各地域に立地していることが望ましいと考えます。

◇福祉機能

すべての福祉施設は、身近にサービスが提供されることが好ましいため、各地域に立地していることが望ましいと考えます。

◇子育て機能

すべての子育て施設は、身近にサービスが提供されることが好ましいため、各地域に立地していることが望ましいと考えます。

◇教育機能

すべての教育施設は、身近にサービスが提供されることが好ましいため、各地域に立地していることが望ましいと考えます。

◇行政サービス・教育文化・交流機能

市役所は江津中央地域に立地しています。行政サービスにおける中心的な施設として、市中心部に維持し、教育文化施設（図書館・歴史民俗資料館）・交流施設は、市の文化を育成・発信する中心的な施設として市中心部への立地を図ります。

その他については、身近にサービスが提供されることが好ましいため、各地域に立地していることが望ましいと考えます。

1-2. 提出書類の様式

(1) 都市拠点区域外における開発行為・建築等行為

都市拠点区域外で開発・建築等行為を行おうとする場合の届出様式は、以下のとおりです。

■開発行為

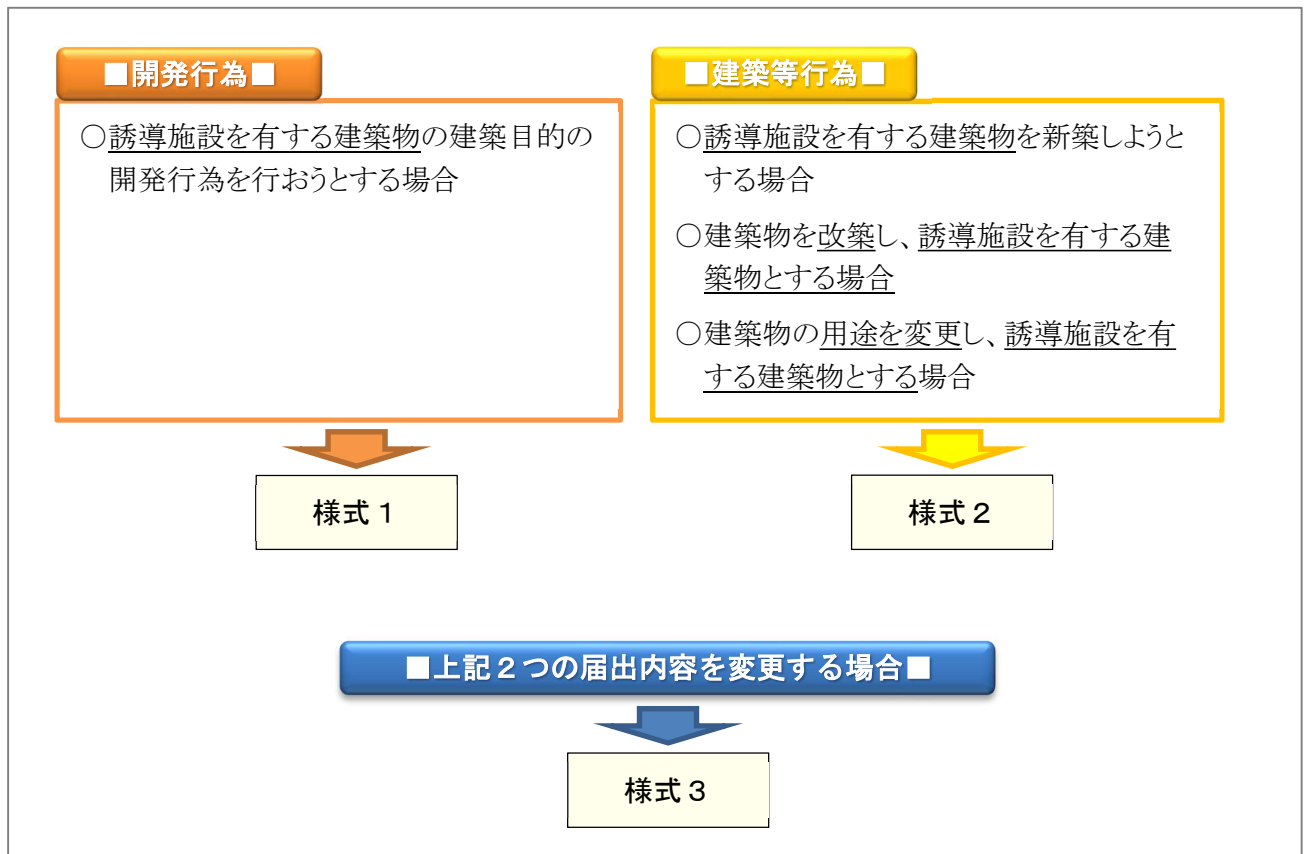
- ・開発行為届出書 様式1

■建築等行為

- ・誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書 様式2

■上記2つの届出内容を変更する場合

- ・行為の変更届出書 様式3



※これらの様式に、P.3に示す添付書類を添えて届出をして下さい。

都市再生特別措置法施行規則 第52条第1項第1号関係

様式1

記入例

開発行為届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

2019年○月○日 ← 30日前までに届出

江津市長 様

届出者 住所 **江津市○○町**

氏名 ○○○○
○○ ○○ 印

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	江津市○○町
	2 開発区域の面積	5,000 平方メートル
	3 建築物の用途	大型商業施設 床面積の合計 4,000 平方メートル
	4 工事の着手予定年月日	2019 年 ○月 ○日
	5 工事の完了予定年月日	2019 年 ○月 ○日
	6 その他必要な事項	

注1 届出者が法人である場合、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができる。

都市再生特別措置法施行規則 第52条第1項第2号関係

様式2

記入例

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築
 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます。

2019年○月○日 ← 30日前までに届出

江津市長 様

届出者 住所 **江津市○○町**

氏名 ○○○○
○○ ○○ 印

1 建築物を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	(所在・地番) 江津市○○町 (地目) 宅地 (面積) 3,000 平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	大型商業施設
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	(着工予定年月日) 2019 年○月○日 (完了予定年月日) 2019 年○月○日

注1 届出者が法人である場合、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができる。

都市再生特別措置法施行規則 第55条第1項関係

様式3

記入例

行為の変更届出書

2019年○月○日

江津市長 様

届出者 住所 **江津市○○町**

氏名 ○○○○

○○ ○○ 印

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

30日前までに届出

1 当初の届出年月日 2019年○月○日

2 変更の内容

・面積の変更(300平方メートル → 400平方メートル)

3 変更部分に係る行為の着手予定日 2019年○月○日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 2019年○月○日

注1 届出者が法人である場合、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合、押印を省略することができる。

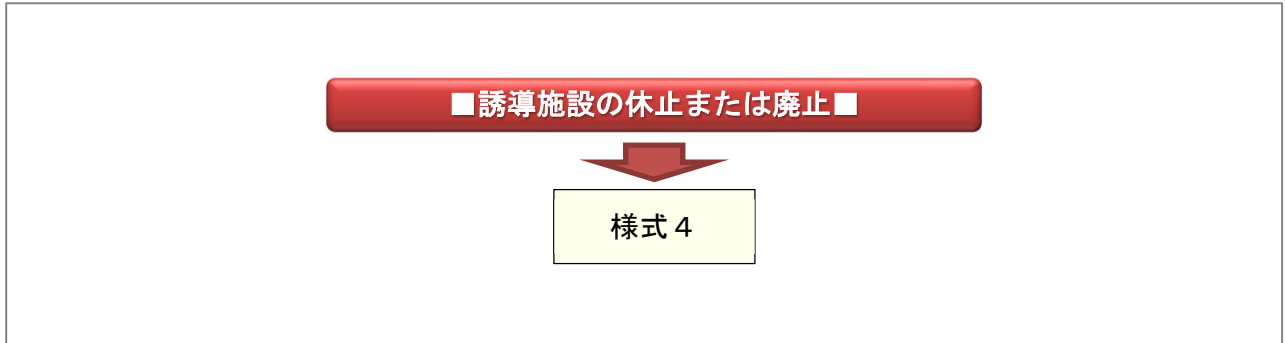
注3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(2) 都市拠点区域内における誘導施設の休止・廃止

都市拠点区域内で誘導施設を休止または廃止しようとする場合の届出様式は、以下のとおりです。

■休止または廃止

- ・誘導施設の休廃止届出書 様式4



都市再生特別措置法施行規則 第55条の2 関係

様式4

記入例

誘導施設の休廃止届出書

2019年〇月〇日

江津市長 様

届出者 住所 **江津市〇〇町**

氏名 〇〇〇〇

〇〇 〇〇 印

都市再生特別措置法第108条の2 第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・**廃止**）について、下記により届け出ます。

記

1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

△△△ショッピングセンター（大型商業施設）
江津市〇〇町

2 休止（廃止）しようとする年月日 **2019**年〇月〇日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

4 休止（廃止）に伴う措置

(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

(2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

除却予定時期 2019年 〇月 〇日

30日前までに届出

注1 届出者が法人である場合、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができる。

注3 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。

(3) 居住拠点区域外における開発行為・建築等行為

居住拠点区域外で開発・建築等行為を行おうとする場合の届出様式は、以下のとおりです。

■開発行為

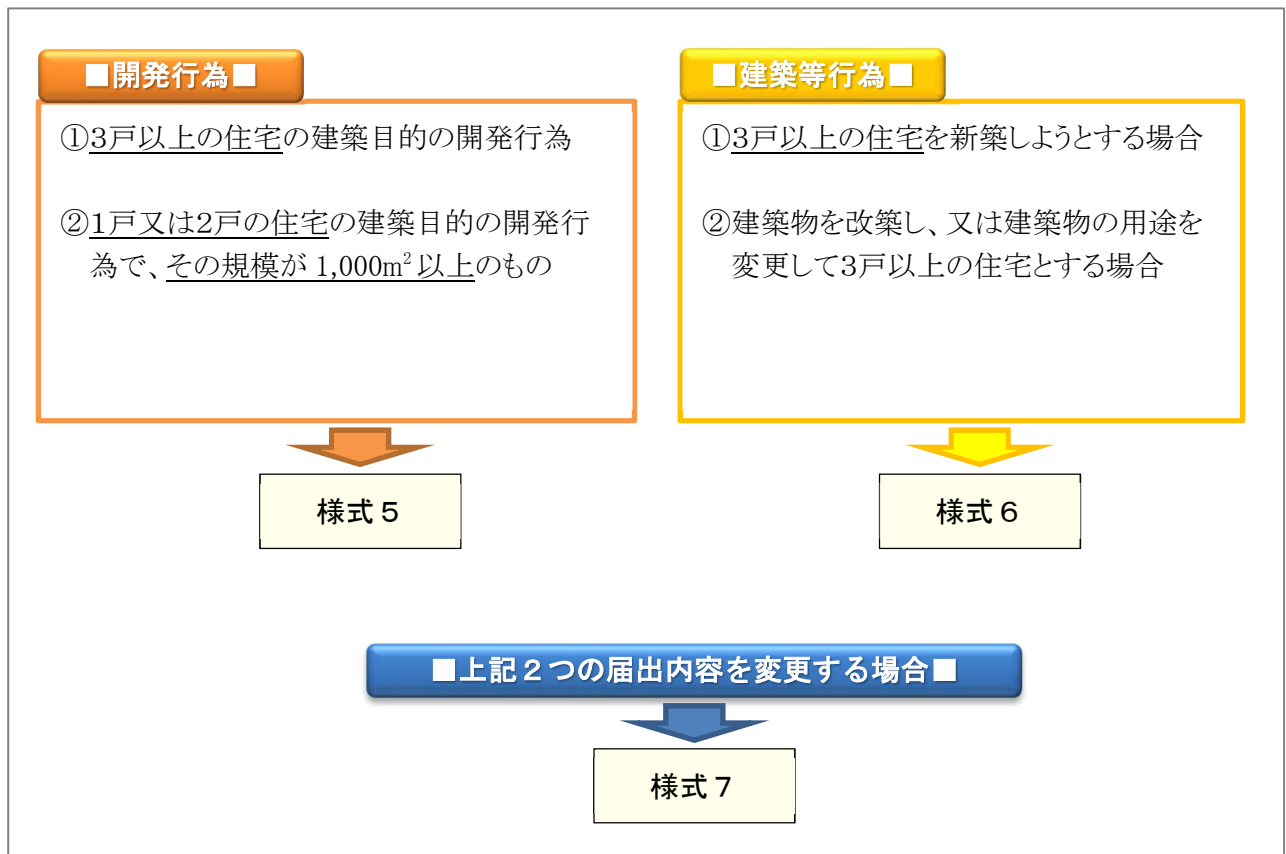
- ・開発行為届出書 **様式5**

■建築等行為

- ・住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書 **様式6**

■上記2つの届出内容を変更する場合

- ・行為の変更届出書 **様式7**



※これらの様式に、P.5に示す添付書類を添えて届出をして下さい。

都市再生特別措置法施行規則 第35条第1項第1号関係

様式5

記入例

開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

2019年○月○日 ←

30日前までに届出

江津市長 様

届出者 住所 江津市○○町

氏名 ○○○○

○○ ○○ 印

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	江津市○○町
	2 開発区域の面積	1,400 平方メートル
	3 住宅等の用途	一戸建ての住宅・長屋・共同住宅
	4 工事の着手予定年月日	2019年○月○日
	5 工事の完了予定年月日	2019年○月○日
	6 その他必要な事項	(住宅用区画数) 5区画

注1 届出者が法人である場合、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができる。

都市再生特別措置法施行規則 第35条第1項第2号関係

様式6

記入例

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、

住宅等の新築
 建築物を改築して住宅等とする行為
 建築物の用途を変更して住宅等とする行為

について、下記により届け出します。

2019年○月○日 ← 30日前までに届出

江津市長 様

届出者 住所 江津市○○町

氏名 ○○○○ ○○ ○○ 印

1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	(所在・地番) 江津市○○町 (地目) 宅地 (面積) 1,000 平方メートル
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	一戸建ての住宅・長屋・共同住宅
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	(着工予定年月日) 2019年○月○日 (完了予定年月日) 2019年○月○日 (戸数) 12戸

注1 届出者が法人である場合、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができる。

都市再生特別措置法施行規則 第38条第1項関係

様式7

記入例

行為の変更届出書

江津市長 様

2019年〇月〇日

届出者 住所 **江津市〇〇町**

氏名 〇〇〇〇

〇〇 〇〇 印

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

30日前までに届出

1 当初の届出年月日 2019年〇月〇日

2 変更の内容

・戸数の変更(12戸 → 10戸)

3 変更部分に係る行為の着手予定日 2019年〇月〇日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 2019年〇月〇日

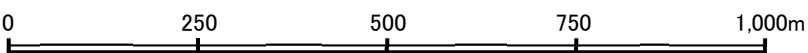
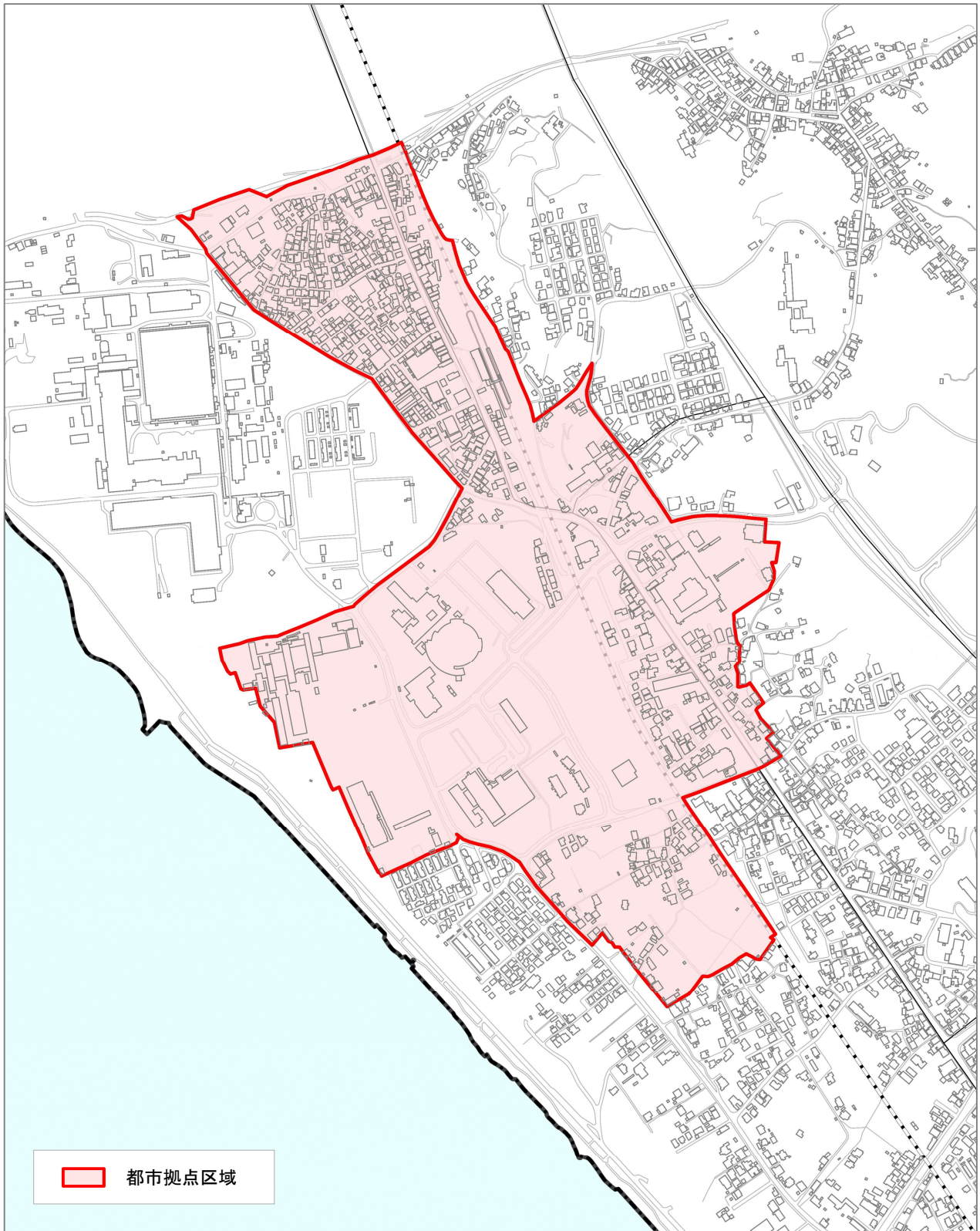
注1 届出者が法人である場合、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合、押印を省略することができる。

注3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

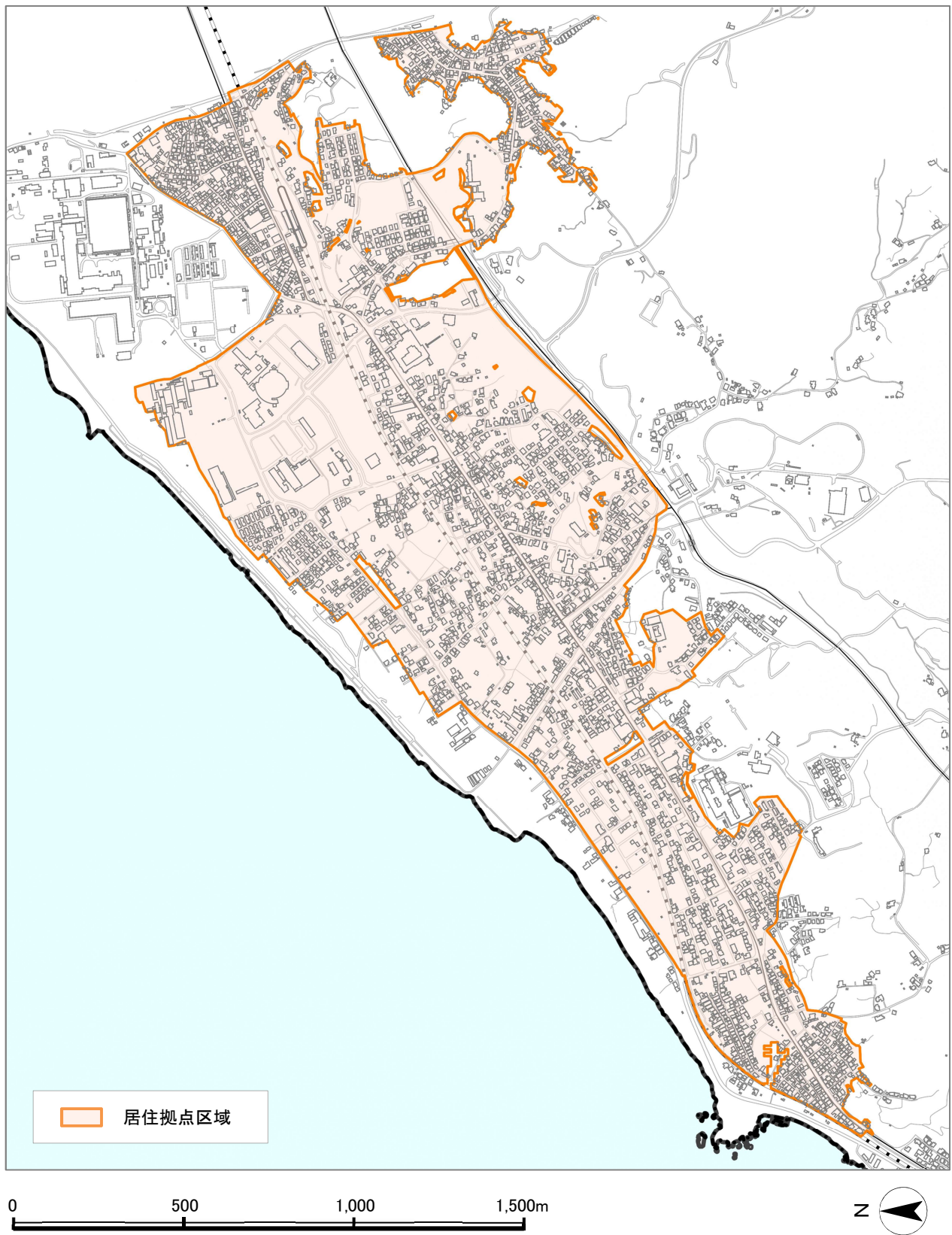
第2章 拠点区域詳細図および都市施設の現況

2-1. 都市拠点区域の詳細図

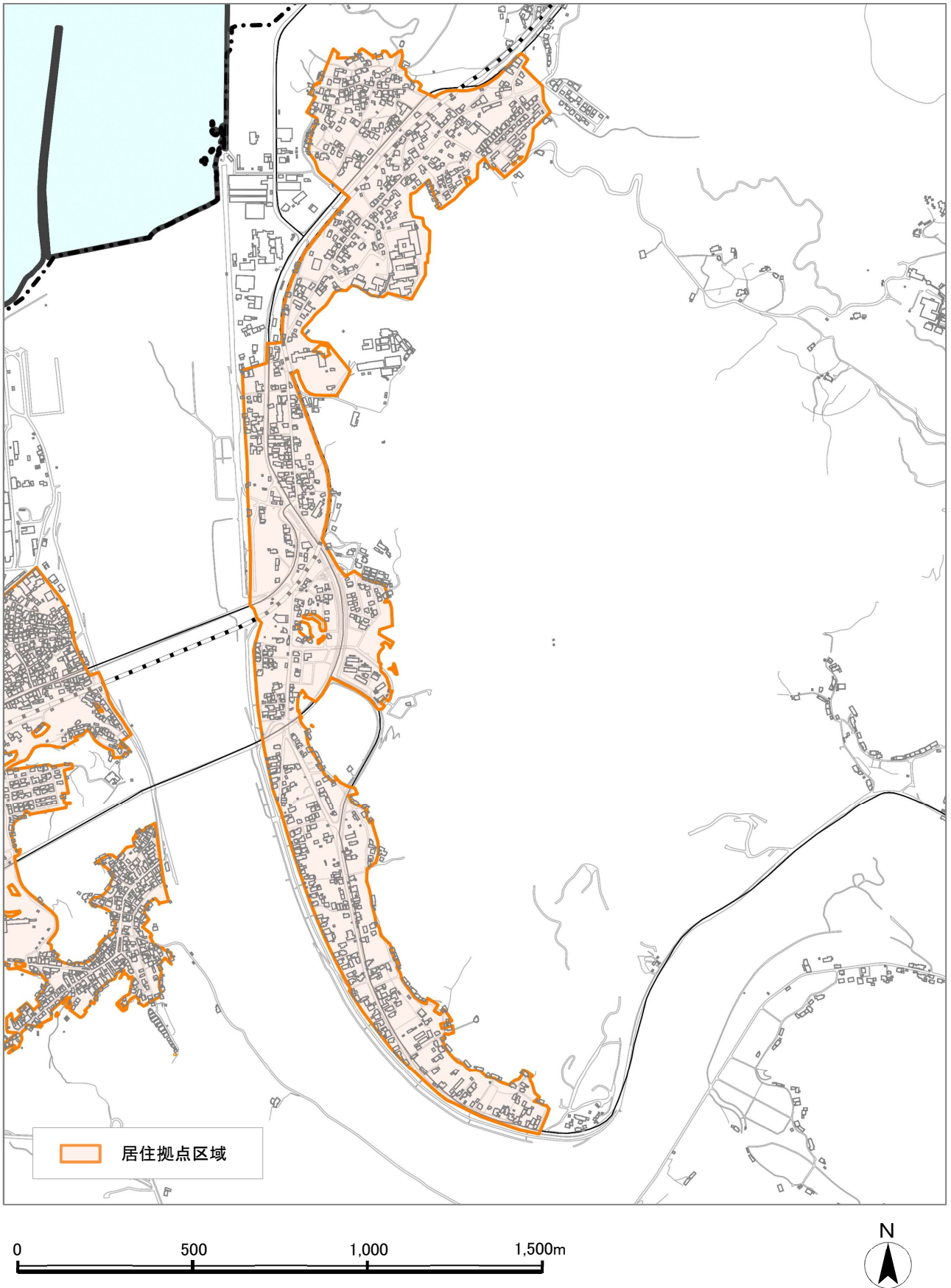


2-2. 居住拠点区域の詳細図

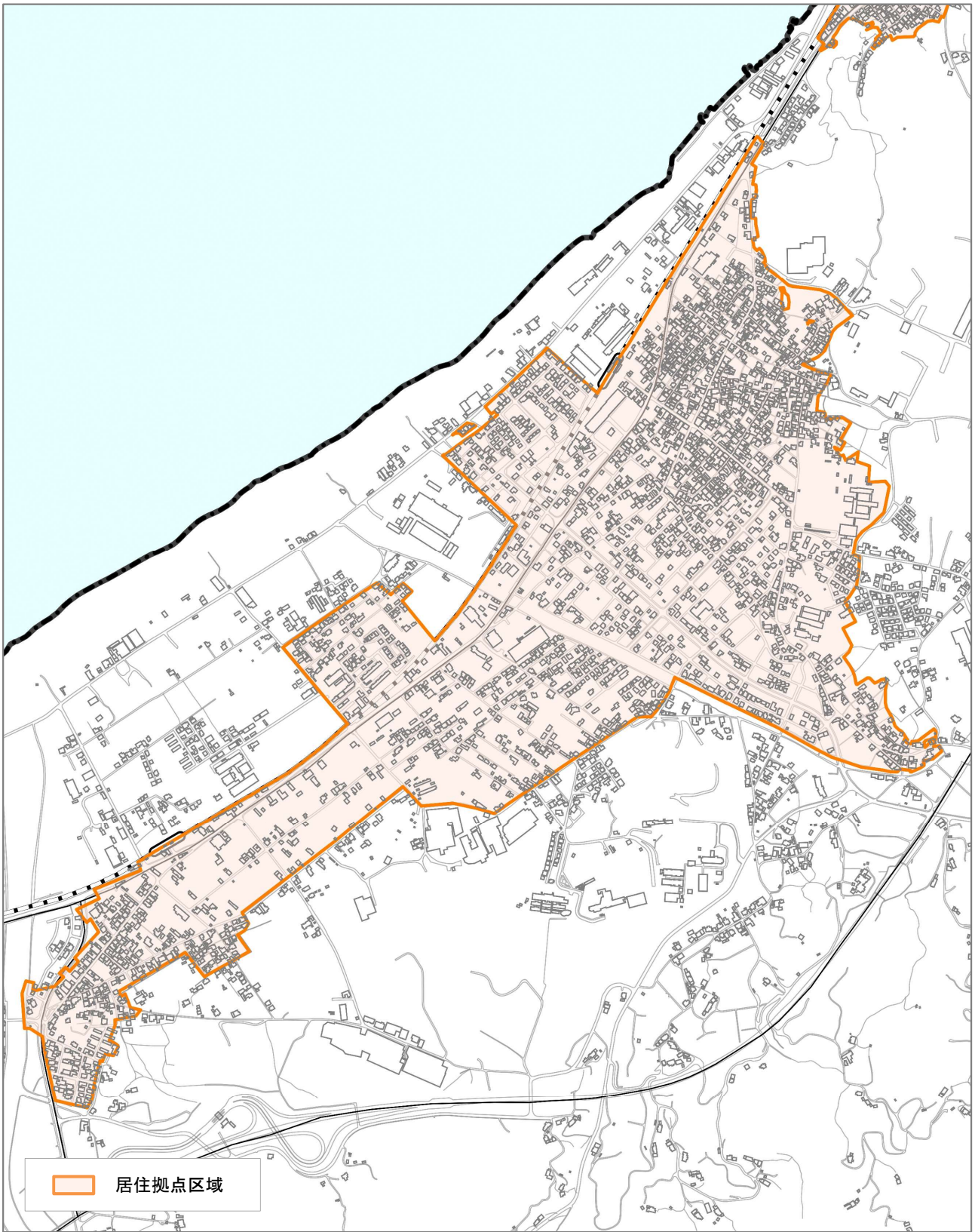
(1) 江津中央左岸



(2) 江津中央右岸



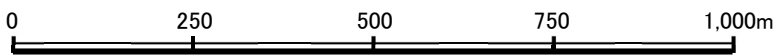
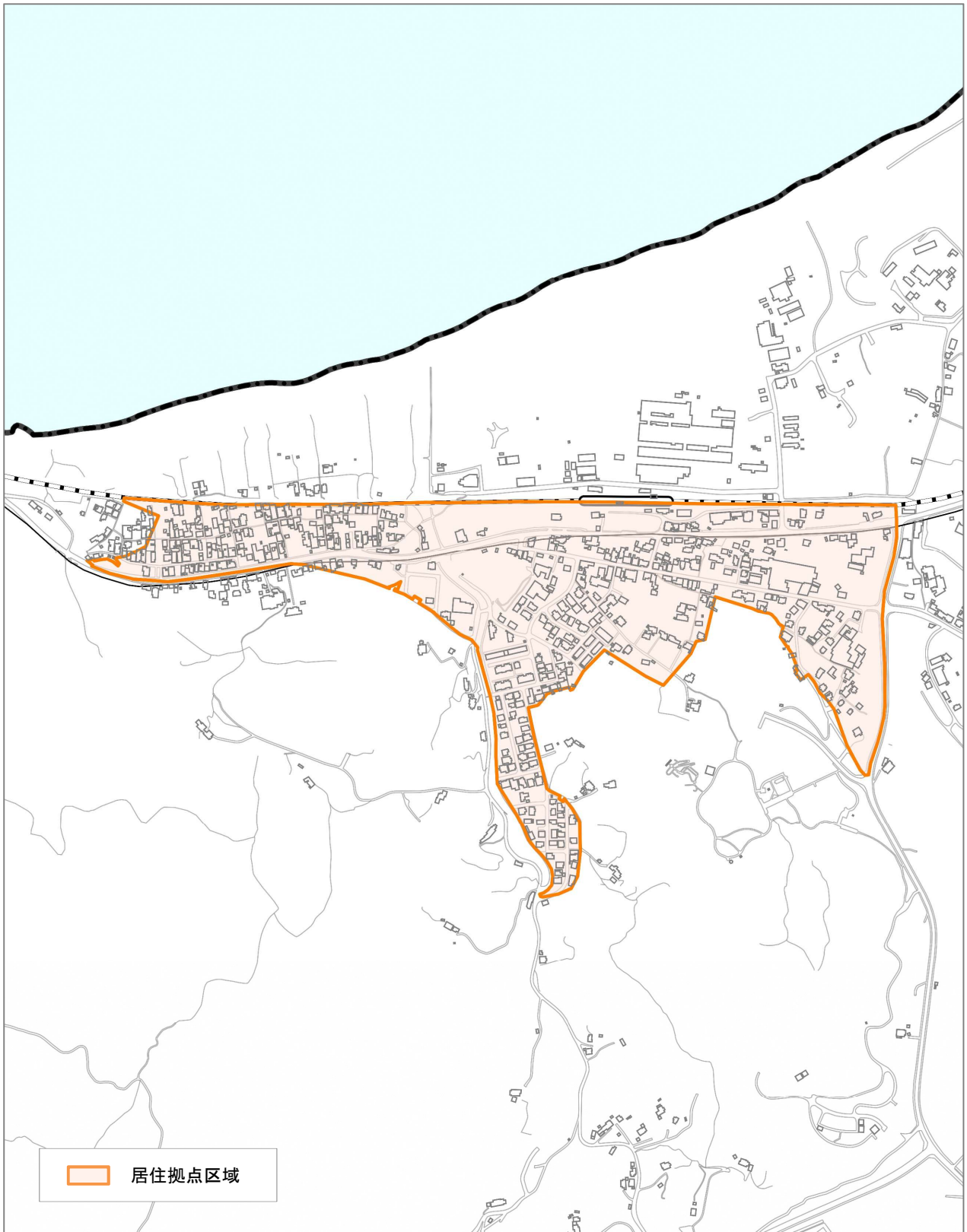
(3) 江津西



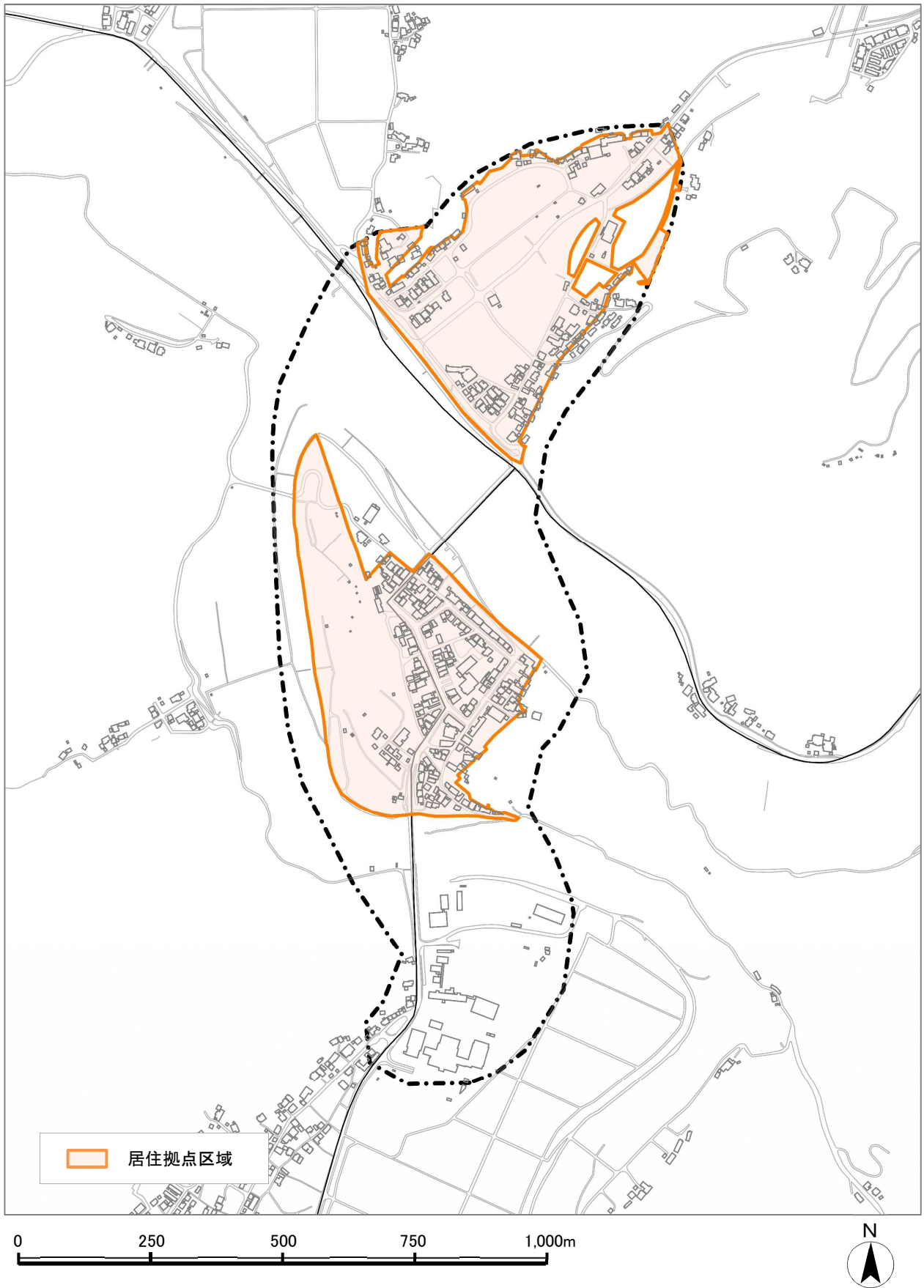
0 500 1,000 1,500m



(4) 江津東



(5) 桜江



2-3. 都市施設の現況

■商業

スーパーやコンビニエンスストアは全ての地区に立地していますが、大型商業施設は江津中央地区・江津西地区にのみ立地しています。

江津中央 (江津中央・松平)	江津西 (江津西・江津南)	江津東	桜江
大型商業施設 (1,000㎡超)			
服部タイヨー江津店	コメリホームセンター江津店		
ゆめタウン江津	ジュンテンドー江津店・キヌヤ二宮店・しまむら江津店		
	キヌヤ都野津店		
	コスモス敬川店		
スーパー・その他の商業施設 (1,000㎡未満で主要なもの)			
Aコープごうつ店	ホームプラザナフコ西江津店	マルシェあさり市場	Aコープさくらえ店
ウエルシア江津嘉久志店	ヤマダ電機テックランド江津店	舞乃市	
キヌヤ渡津店			
ドラッグストアウエルネス江津店			
エディオン江津店			
コンビニエンスストア			
ローソン江津済生会病院前店	ローソン江津敬川店	ローソン・ポプラ江津舞乃市店	ローソン江津桜江町店
ローソン江津嘉久志町店	セブンイレブン江津二宮店	セブンイレブン江津浅利店	
ローソン・ポプラ江津渡津町店	ローソン都野津駅前店	ローソン江津浅利店	
セブンイレブン江津和木店	ポプラ江津アクアス前店		

■医療

診療所は全ての地区に立地していますが、病床が20以上の病院は江津中央地区にのみ立地しています。

江津中央 (江津中央・松平)	江津西 (江津西・江津南)	江津東	桜江
病院 (病床 20 以上)			
済生会江津総合病院			
山崎病院			
西部島根医療福祉センター			
診療所			
渡利小児科・内科医院	敬川沖田クリニック	森医院尾浜診療所	應儀医院
もりとう内科クリニック	びおら小児科	森医院浅利診療所	江津市国民健康保険川越診療所
川島耳鼻咽喉科医院	能美医院	花田医院	船津内科川戸クリニック
井廻医院	国沢内科医院	花田医院浅利分院	あうん健康庵
心和会船津内科医院	つのづ内科循環器	花田医院波積診療所	
山脇整形外科医院	おかだファミリークリニック	森医院黒松診療所	
明愛会鈴木内科眼科医院	能美医院跡市分院		
花田クリニック	有福クリニック		
もりとう内科松平診療所			

■福祉

高齢者支援施設は、デイサービス・入所系福祉施設共に、全ての地区に立地しています。

江津中央 (江津中央・松平)	江津西 (江津西・江津南)	江津東	桜江
高齢者支援施設（デイサービス・通所系）			
高砂通所りハビリテーション	そうえんデイサービス	小規模多機能型居宅介護 合歓の丘	小田の家ほのか
よろこぼう屋デイサービスの家	小規模多機能型居宅介護 事業所モモ	デイサービスセンター合 歓の郷	桜寿園デイサービスセン ター
白寿園デイサービスセン ター	青山デイサービスセンタ ー		陽光苑デイサービスセン ター
デイサービスセンター縁 日和			
集いの家木もれ陽			
デイホームまったり			
集いの家あかり			
いろいろホームゆったり			
デイサービスセンターも やいの家 松平			
高齢者支援施設（入所系福祉施設）			
グループホームひのき嘉 久志	特別養護老人ホーム故郷 ー敬川	グループホーム合歓の丘	有料老人ホームさくらが 丘
よろこぼう屋マンション	グループホームモモ	グループホーム合歓の郷	陽光苑グループホーム
特別養護老人ホーム白寿 園	養護老人ホームミレ青山		桜寿園（居住部門）
	グループホームひのき		特別養護老人ホーム風の 里陽光苑
	グランエスポワールむり ようじゅ		
	サービス付き高齢者向け 住宅 Smile Garden つのづ		
	老人ホーム有福		

■子育て

子育て施設は、全ての地区に立地しています。

江津中央 (江津中央・松平)	江津西 (江津西・江津南)	江津東	桜江
こども園			
うさぎ山こども園	のぞみ保育園	さくらこども園 あさりこども園	
保育所			
めぐみ保育園	敬川保育所		さくらえ保育園
たまえ保育園	波子保育所		谷住郷保育所
渡津保育所			
小規模保育施設			
	里山こども園わたぼうし		

■教育

小・中学校は全ての地区に立地しています。高校は江津中央・江津西・江津東地区に立地し、大学・専門学校・養護学校は江津中央地区と江津西地区に立地しています。

江津中央 (江津中央・松平)	江津西 (江津西・江津南)	江津東	桜江
小学校			
市立郷田小学校	市立川波小学校	市立江津東小学校	市立桜江小学校
市立高角小学校	市立津宮小学校		
市立渡津小学校			
中学校			
市立江津中学校	市立青陵中学校	市立江東中学校	市立桜江中学校
高校			
県立江津工業高等学校	県立江津高等学校	私立キリスト教愛真高等学校	
私立石見智翠館高等学校			
大学・専門学校・養護学校			
県立江津清和養護学校	ポリテクカレッジ島根		

■行政サービス

地域コミュニティ交流センターや都市公園は全ての地区に立地していますが、市役所・支所は江津中央地区と桜江地区に立地しています。

江津中央 (江津中央・松平)	江津西 (江津西・江津南)	江津東	桜江
市役所・支所			
江津市役所			桜江支所
地域コミュニティ交流センター			
郷田地域コミュニティ交流センター	敬川地域コミュニティ交流センター	都治地域コミュニティ交流センター	市山地域コミュニティ交流センター
嘉久志地域コミュニティ交流センター	二宮地域コミュニティ交流センター	浅利地域コミュニティ交流センター	川越地域コミュニティ交流センター
渡津地域コミュニティ交流センター	都野津地域コミュニティ交流センター	波積地域コミュニティ交流センター	川戸地域コミュニティ交流センター
和木地域コミュニティ交流センター	波子地域コミュニティ交流センター	黒松地域コミュニティ交流センター	谷住郷地域コミュニティ交流センター
松平地域コミュニティ交流センター	跡市地域コミュニティ交流センター		長谷地域コミュニティ交流センター
	有福温泉地域コミュニティ交流センター		
交流・文化施設			
江津市総合市民センター		道の駅サンピコごうつ	桜江総合センター
江津ひと・まちプラザ			今井美術館
地場産業振興センター			
江津市図書館			
都市公園			
江津中央公園	都野津西児童公園	浅利公園	川戸児童公園
本町児童公園	都野津北児童公園	菰沢公園	
いちご山児童公園	波子ふれあい公園		
新開公園	赤羽根児童公園		
和木北公園	三本松児童公園		
本町つどいの広場	石見海浜公園		
シビックセンター公園			
江津給食センター公園			
高角山公園			

江津市立地適正化計画 届出の手引き

発行日／平成 31 年（2019 年）3 月

発 行／島根県江津市

編集・製作／都市計画課

〒695-8501 島根県江津市江津町 1525

TEL (0855) 52-2501 (代)

<http://www.city.gotsu.lg.jp/>